

皆さんの声をお聞きします

町長との懇談の日

平成28年2月開催分のうち、皆さんの生活に直接関わる項目を抜粋して掲載します。

町営住宅の改修
 大平住宅に住んでいて、階段部分に個人で手すりを設置していたが、改修時に撤去された。再設置してもらえないか。

改修時に町が撤去したものであれば、再設置いたします。改修工事に係る確認不足につきましては、おわび申し上げます。

ほかの町営住宅への移転
 老夫婦世帯であり、2階建ての大平住宅は階段の上り下りがつらいので、桜田住宅の1階に移転できないか。

現在町営住宅は入居者の募集をしていないため、残念ながらご希望にはお応えできません。町営住宅の居住者がほかの町営住宅に移転すること自体は、移転先の入居条件に合致すれば可能です。しかしながら、現在町営住宅を確保している人は、住むところのない人と比べて優先順位が低くなってしまいますので、仮に退去者が発生して空室を募集することになっても、転居を確保することはできません。

これまでの参加者数など

開催日	組数	人数
平成27年	2月 6組	7人
	3月 4組	5人
	4月 4組	5人
	5月 2組	5人
	6月 3組	3人
	7月 3組	3人
平成28年	8月 1組	1人
	9月 2組	2人
	10月 1組	1人
	12月 1組	1人
	1月 1組	1人
合計	30組	37人

肢体不自由でない身体障がい者の介護サービス
 心臓機能に障がいがあるため（心臓ペースメーカーを入れている）「障害者手帳」1級の認定を受けているが、散歩などは1人で行っている家族がいる。このような場合、住宅改修などの介護サービスを受けることはできないか。

介護保険制度の介護サービス（住宅改修を含む）を利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。要介護認定は介護の必要性を判断するものであり、その人の病気の重さと要介護度の高さが必ずしも一致しない場合があります。要介護認定の申請に関するご相談は、福祉介護課介護保険係（☎0240-27-2115）までお問い合わせください。

「町長との懇談の日」を「町長への手紙」に切り替えるお知らせ

平成27年2月から平成28年2月までの約1年間、「町長と懇談の日」を開催してきました。今後は、健康上の理由や遠方に居住しているなどの理由で来庁が困難な町民に配慮し、郵送による意見や質問ができる「町長への手紙」に切り替えることを予定しています。詳細が決まり次第、広報紙やホームページなどでお伝えします。従来からあった「町民の声」の制度は、今後「町長への手紙」に統合します。

問 総務課 秘書広報係 ☎0240-27-2111

消防署からのお知らせ

3月1日～3月7日は春季火災予防運動期間です！

3月になると空気が乾燥し風の強い日が多くなります。火災発生危険が増え、発生してしまうと燃え広がりが速く、被害が大きくなります。ちょっとした油断が火災発生の原因になるので、この時期は特に火気の取り扱いに注意してください。



住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅火災の現状	住宅用火災警報器の設置効果
<ul style="list-style-type: none"> 就寝時間帯が昼間に比べ、人命危険が高い！ 死者の発生した火災の出火原因で最も多いのは「たばこ」です！ ストーブ火災の中では、「電気ストーブ」の出火が約7割と多い。（多くは寝具類に接触して出火） 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ・・・ 被害状況は概ね半減！

住宅用火災警報器の設置と点検方法！

- 全ての寝室に設置。（煙式）
- 2階に寝室がある場合は階段にも設置。（煙式）
- 台所に設置する場合は、熱式を設置しましょう。
- 点検方法は、ボタンを押すかひもを引く。（一般的には音はすぐ止まりますが、鳴り続ける場合は、再度押すか引くことで音は止まります。）

作動確認のしかた

正常なら以下のように鳴ります。

ビービービー 火事です ※

ビービービー 火事です ※

ボタンを押しても（ひもを引いても）作動しないときは、以下のことが考えられます。

電池は、きちんとセットされているかご確認ください。

それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をお願いします。

火災と救急は119番

【消防署連絡先】
 ◇浪江消防署 0240-34-7360
 ◇富岡消防署 0240-25-2119

